

議第61号

包括外部監査契約の締結について

県は、次により包括外部監査契約を締結する。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告                         |
| 2 契約の始期  | 令和4年4月1日  |
| 3 契約の金額  | 10,887千円を上限とする額                                 |
| 4 契約の相手方 | 住所 西置賜郡小国町大字河原角162番地1<br>氏名 大 嶋 雄 生<br>資格 公認会計士 |

提 案 理 由

包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものである。

議第62号

別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約を次のとおり制定する。

別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別記各市町村（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を山形県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁する。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲と乙とが協議して定める。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別記

東根市

尾花沢市

南陽市

山辺町

中山町

河北町

西川町

朝日町

大江町

大石田町

金山町

最上町

舟形町

真室川町

大蔵村

鮭川村

戸沢村  
高島町  
川西町  
小国町  
白鷹町  
飯豊町  
三川町  
庄内町  
遊佐町

#### 提 案 理 由

別記各市町村からの行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を受託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。

議第63号

別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約を次のとおり制定する。

別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、別記各一部事務組合及び広域連合(以下「甲」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を山形県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁する。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲と乙とが協議して定める。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別記

山形県消防補償等組合  
山形県自治会館管理組合  
東根市外二市一町共立衛生処理組合  
山形広域環境事務組合  
北村山公立病院組合  
最上川中部水道企業団  
山形県市町村交通災害共済組合  
庄内広域行政組合  
最上広域市町村圏事務組合  
西村山広域行政事務組合  
北村山広域行政事務組合  
河北町ほか2市広域斎場事務組合  
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合  
置賜広域病院企業団  
最上地区広域連合

#### 提 案 理 由

別記各一部事務組合及び広域連合からの行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を受託するため、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。